



★ 単一の色彩のみからなる商標（令和元年(行ケ)第 10147 号判決）★

1. 色彩のみからなる商標とは色彩だけをその構成要素とする商標のことです。単一又は複数の色を組み合わせてなる商標を含みますが、これからご紹介する令和元年(行ケ)第 10147 号判決は、「輪郭のない単一の色彩のみからなる商標」の登録性が知財高裁で争われた事件です。

2. 本件商標

出願人 日立建機株式会社
商標



(オレンジ色(マンセル値:0.5YR5.6/11.2))

指定商品 第7類「油圧ショベル」

3. 出願経過

単一の色彩のみからなる商標は、原則として商標法3条1項2号、同項3号又は同項6号の規定(識別力のない商標)に該当し、登録されません。しかし、使用により識別力を有するに至ったもの(3条2項)は例外的に登録されます。出願人はこの例外適用を主張したのですが、審査でも不服審判でも本件商標は拒絶され、知財高裁でも結局登録が認められませんでした。

4. 判決抜粋

「商標法3条2項により自他商品識別力を獲得したかどうかは、商標が使用された期間及び地域、商品の販売数量及び営業規模、広告宣伝がされた期間及び規模等の使用の事情、当該商標やこれに類似した商標を採用した他の事業者の商品の存在、商品を識別し選択する際に当該商標が果たす役割の大きさ等を総合して判断すべきである。また、輪郭のない単一の色彩それ自体が使用により自他商品識別力を獲得したかどうかを判断するに当たっては、指定商品を提供する事業者に対して、色彩の自由な使用を不当に制限することを避けるという公益にも配慮すべきである。」

「原告は、本願商標の色彩を車体の少なくとも一部に使用した油圧ショベルを長期間にわたり相当程度販売するとともに、継続的に宣伝広告を行っており、本願商標の色彩は一定の認知度を有しているとはいえるものの、その使用や宣伝広告の態様に照らすなら、本願商標の色彩が、需要者において独立した出所識別標識として周知されているとまではいえない。そして、本願商標は、

- ①輪郭のない単一の色彩で、建設現場等において一般的に採択される色彩であること、
 - ②油圧ショベル及びこれと需要者が共通する建設機械や、油圧ショベルの用途とされる農機、林業用機械の分野において、本願商標に類似する色彩を使用する原告以外の事業者が相当数存在していること、
 - ③油圧ショベルなど建設機械の取引においては、製品の機能や信頼性が検討され、製品を選択し購入する際に車体色の色彩が果たす役割が大きいとはいえないこと、
 - ④色彩の自由な使用を不当に制限することを避けるべき公益的要請もあること
- 等も総合すれば、本願商標は、使用をされた結果自他商品識別力を獲得し、商標法3条2項により商標登録が認められるべきものとはいえない。」

5. コメント

輪郭のない単一の色彩のみからなる商標は、日本ではこれまで1件も登録例がなく、商標法3条2項の例外規定によっても登録が非常に困難です。